

国立大学法人岩手大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、規程の額に当該役員の業務に対する貢献度等を考慮して、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

俸給月額について、平均0.5%引き下げた。(国家公務員と同様の運用)

理事

俸給月額について、平均0.5%引き下げた。(国家公務員と同様の運用)

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	14,800	10,788	3,933	89(寒冷地手当)			
A理事	11,740	8,500	3,101	49(通勤手当) 89(寒冷地手当)			
B理事	11,690	8,500	3,101	89(寒冷地手当)			
C理事	10,979	8,006	2,921	51(寒冷地手当)			

D理事	千円 12,406	千円 5,584	千円 3,148	千円 1,424(管理職手当) 1,082(地域手当) 510(扶養手当) 75(通勤手当) 492(単身赴任手当) 89(寒冷地手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 3,053	千円 3,053	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,586	千円 1,586	千円 0	千円 0 ()			

注1: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、当法人で決定した予算の範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費の大部分が国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を充分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇給	昇給日(毎年1月1日)前1年間に係る当該職員の勤務成績により、5段階の昇給区分により決定された区分により昇給する号俸が決定する。(給与法等を準用)
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める必要経年数を有している者は上位の級に決定することができる。(給与法等を準用)
勤勉手当	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法等を準用)

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・ 国家公務員の給与改正に準じ、40歳台以上の職員が受ける俸給月額を平均0.23%引き下げた。
- ・ 国家公務員の給与改正に準じ、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額を0.9%引き下げた。
- ・ 国家公務員の給与改正に準じ、平成24年から平成26年の各4月に若手中堅層の職員を対象に俸給月額を、1号俸又は2号俸上位に調整した。
- ・ 入試手当について、大学入試センター試験における試験監督、救護、警備の各業務に係る手当額(日額)について次のとおり引き上げた。

【教員(附属学校教員を除く。)]

試験監督	… 日額11,000円(現行10,000円)
救護	… 日額10,000円(現行7,000円)
警備(学部学生正副委員長)	… 日額11,000円(現行10,000円)
警備(上記以外)	… 日額10,000円(現行7,000円)

【教員以外の職員】

試験場本部・警備・救護	… 日額10,000円(現行7,000円)
-------------	-----------------------

- ・ 「配偶者転勤等同伴休業」が新設された事に伴い、休業期間における給与は支給しないこととした。

- ・ 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・ 実施期間

平成24年7月～平成26年3月

- ・ 俸給表関係の措置の内容

俸給月額

一般職(一)7級以上、教育職(一)5級以上 ▲9.77%

一般職(一)3級～6級、一般職(二)4級以上
教育職(一)3級及び4級、医療職(二)3級～7級
医療職(三)3級～6級 } ▲7.77%

一般職(一)2級以下、一般職(二)3級以下
教育職(一)2級以下、医療職(二)2級以下
医療職(三)2級以下 } ▲4.77%

- ・ 諸手当関係の措置の内容

期末手当及び勤勉手当 ▲9.77%

管理職手当 ▲10.00%

- ・ 国と異なる措置の概要

国の実施期間は、平成24年4月から平成26年3月までであるが、本学は平成24年7月から平成26年3月までである。また、附属学校教員については、岩手県教育委員会からの人事交流者であるため、平成24年度については給与減額支給措置は実施していない。

(役員について)

- ・ 実施期間

平成24年7月～平成26年3月

- ・ 俸給表関係の措置の内容

俸給月額 ▲9.77%

- ・ 諸手当関係の措置の内容

期末特別手当 ▲9.77%

- ・ 国と異なる措置の概要

国の実施期間は、平成24年4月から平成26年3月までであるが、本学は平成24年7月から平成26年3月までである。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	661	46.6	6,906	5,107	50	1,799
事務・技術	218	41.8	5,184	3,895	60	1,289
教育職種 (大学教員)	366	50.6	8,035	5,880	44	2,155
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属特別支援学校教員)	24	43.5	6,966	5,217	51	1,695
教育職種 (附属義務教育学校教員)	47	40.0	6,325	4,807	55	1,518
その他	4	42.8	4,756	3,554	38	1,202

再任用職員	2					
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	1					

非常勤職員	15	47.0	4,893	3,695	107	1,198
事務・技術	5	55.1	3,727	2,781	32	946
プロジェクト職員	10	42.9	5,476	4,152	145	1,324

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注3:常勤職員の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注4:再任用職員の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注5:非常勤職員の「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注6:常勤職員の「技能・労務職種」、再任用職員の「事務・技術」及び「教育職種(大学教員)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:常勤職員の「その他」については、該当者が少数のために独立した職種として公表することが適当でないと判断した職種(附属学校所属の栄養士及び保健管理センター所属の保健師)を示す。

[年俸制適用者]

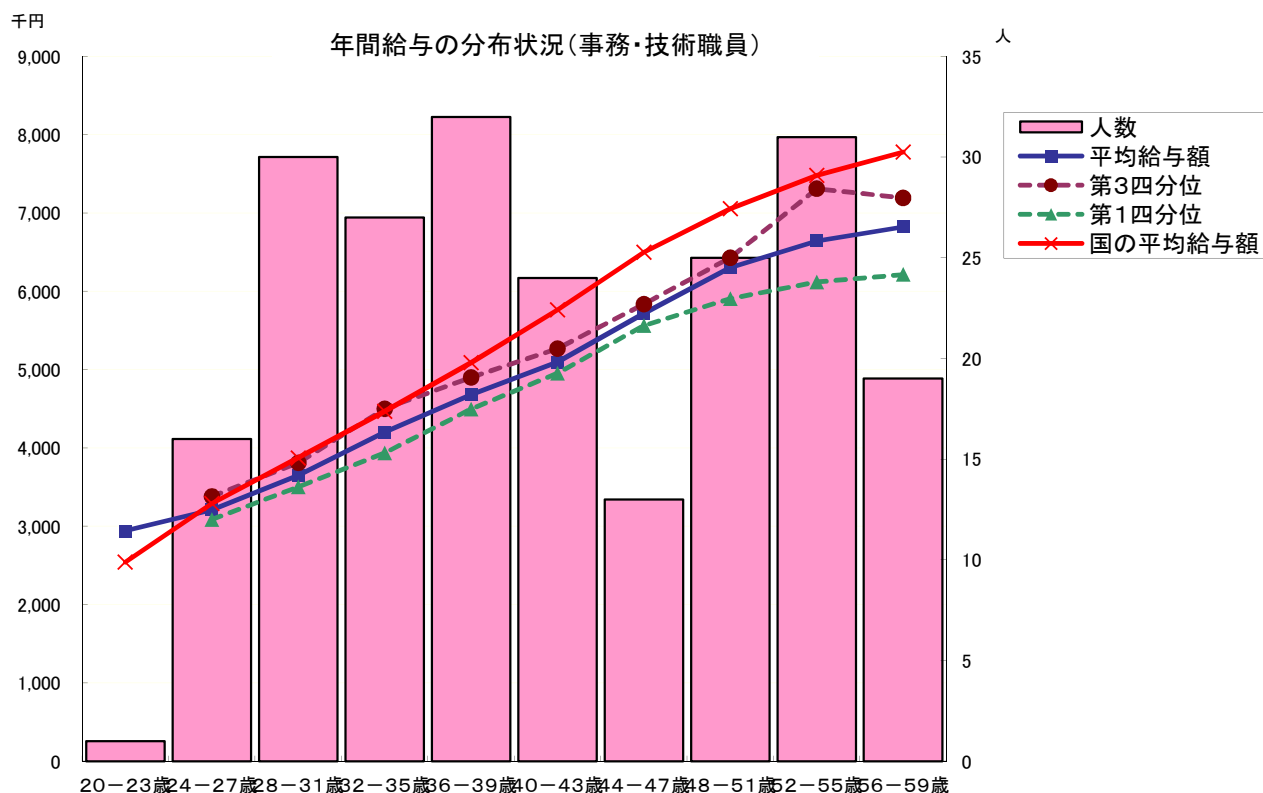
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	6	42.7	4,617	4,617	0	0
プロジェクト職員	6	42.7	4,617	4,617	0	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注2:非常勤職員の「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注3:「プロジェクト職員」とは、「研究成果の技術移転による新たな事業及び企業の創出に関する支援業務」又は「産学官による共同研究」に従事する職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

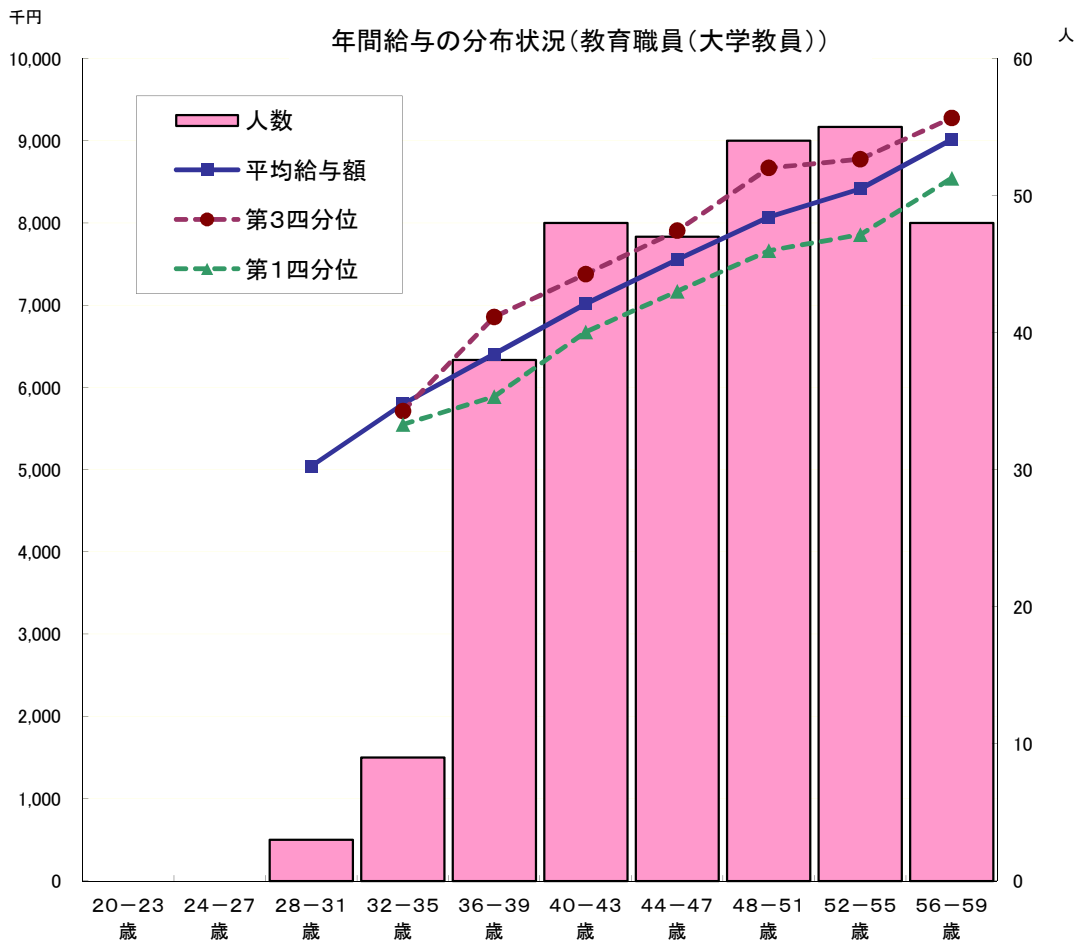
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	26	55.0	6,819	7,134	7,439
・主査(副課長)	35	52.7	6,042	6,214	6,383
・主査	81	42.2	4,748	5,087	5,454
・主事	47	29.1	3,156	3,474	3,722

注1:「課長」には、課長相当職である主幹、事務長を含む。

注2:「主査(副課長)」には、主査(副課長)相当職である主査(副主幹、副事務長)を含む。

注3:「主査」とは、当法人において「係長」相当職の者を示す。

注4:「主事」とは、当法人において「係員」相当職の者を示す。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (・教授 ・准教授)	176	56.8	8,480	9,030	9,460
	144	46.1	7,028	7,355	7,747

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	218人	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	3人 (1.4%)	9人 (4.1%)
年齢(最高 ～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 59 }	歳 59 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 7,675 }	千円 5,996 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 10,249 }	千円 7,975 }
					千円 8,793	千円 7,167

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 主査(副課長)	主査(副課長) 主査	主査 主任	主事	主事
人員 (割合)		23人 (10.6%)	39人 (17.9%)	97人 (44.5%)	34人 (15.6%)	13人 (6.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59 }	歳 59 }	歳 57 }	歳 41 }	歳 28 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 5,739 }	千円 5,219 }	千円 4,530 }	千円 3,149 }	千円 2,532 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 7,494 }	千円 6,885 }	千円 5,937 }	千円 4,177 }	千円 3,239 }
		千円 5,970	千円 5,594	千円 3,628	千円 3,099	千円 2,859

教育職員(大学教員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	—
人員 (割合)	366人	0人 (%)	176人 (48.1%)	144人 (39.3%)	8人 (2.2%)	38人 (10.4%)	人 (%)
年齢(最高 ～最低)		歳 }	歳 64 }	歳 64 }	歳 52 }	歳 53 }	歳 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 }	千円 8,014 }	千円 6,397 }	千円 5,168 }	千円 4,890 }	千円 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 }	千円 10,954 }	千円 8,546 }	千円 7,025 }	千円 6,409 }	千円 }
			千円 7,456	千円 5,240	千円 5,915	千円 4,750	

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 62.5	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.3	% 37.5	% 37.4
	最高～最低	% 46.1～33.1	% 46.6～33.6	% 46.3～33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 63.7	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 36.3	% 36.3
	最高～最低	% 41.7～32.7	% 38.9～26.1	% 39.3～31.1

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.7	% 61.7	% 61.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.3	% 38.3	% 38.3
	最高～最低	% 52.3～34.3	% 48.9～34.8	% 49.6～34.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 63.6	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 36.4	% 36.3
	最高～最低	% 45.6～33.8	% 46.1～30.4	% 45.9～32.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

90.5
99.3

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

95.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.5	
	参考	地域勘案 98.6
		学歴勘案 91.2
	地域・学歴勘案 98.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 66.7% (国からの財政支出額 10,090百万円、支出予算の総額 15,120百万円:平成24年度予算)	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	今後とも給与水準が適正となるよう、努めてまいりたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.7

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,434,870	5,619,410	△184,450	(△3.3)	△259,313	(△4.6)
退職手当支給額 (B)	535,583	692,500	△156,917	(△22.7)	△161,065	(△23.1)
非常勤役職員等給与 (C)	708,209	596,817	111,392	(18.7)	166,301	(30.7)
福利厚生費 (D)	767,075	763,295	3,780	(0.5)	41,919	(5.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,445,737	7,672,022	△226,285	(△2.9)	△212,158	(△2.8)

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等及び受託事業費等により雇用された非常勤職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(13) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」について、対前年度比における増減状況についての説明

給与、報酬等支給総額の対前年度比はマイナス3.3%である。これらの要因は、受託研究費、受託事業費、補助金、寄付金等で雇用された職員が増加したが、教員の欠員補充を6ヶ月凍結するなど、人件費削減の取り組みによる減少と考えられる。

最広義人件費の対前年度比はマイナス2.9%である。これらの要因は、受託研究費、受託事業費、補助金、寄附金等で雇用された非常勤職員が増加したことや、法定福利費の増加により事業主負担が増加したが、退職者が前年度よりも減少したことにより退職手当支給額が減ったことが、大きな要因と考えられる。

特例法に基づく、国家公務員の給与の見直しに関連して、本学が給与減額支給措置を実施したことによる削減額は、約265,000千円である。

なお、受託研究費、受託事業費、補助金、寄付金等で雇用された職員については、給与減額支給措置を実施していない。

- ② 「退職手当支給額」についての説明

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、本学が退職手当の支給水準の引下げを実施したことによる削減額は、約26,450千円である。

- ③ 「非常勤役員等給与」についての説明

特例法に基づく、国家公務員の給与の見直しに関連して、本学が給与減額支給措置を実施したことによる非常勤役員(監事)の給与の削減額は、348千円である。

なお、非常勤職員については、給与減額支給措置を実施していない。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、支給水準引下げを実施した。

- ・平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員に関する講じた措置の概要

職員から引き続き役員となった場合の常勤役員が退職した場合の退職手当の額について、官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法に準じて設けられている「調整率」を現行104/100から87/100に段階的に引き下げた。

- ・職員に関する講じた措置の概要

「調整率」を現行104/100から87/100に段階的に引き下げた。

- ・平成25年3月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員に関する講じた措置の概要

役員在職期間のみの役員が退職した場合の退職手当について、退職手当の額を、段階的に98/100から87/100を乗じて得た額に引き下げた。